

船舶事故調査報告書

平成30年12月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月10日 07時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市桑島西方沖 <small>あまくさ くわ</small> <small>うしぶかおおしま</small> 牛深大島灯台から真方位302° 3.0海里（M）付近 （概位 北緯32° 12.6′ 東経129° 55.1′）
事故の概要	遊漁船晃規丸は、北進中、また、プレジャーボートやまぐちは、漂泊中、両船が衝突した。 晃規丸は、左舷船首部アンカーベッドに擦過傷を生じ、やまぐちは、操舵室右舷側に損壊を生じた。
事故調査の経過	平成30年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 晃規丸、4.0トン KM3-29070（漁船登録番号）、個人所有 10.40m（Lr）×2.62m×0.86m、FRP ディーゼル機関、147.10kW、昭和62年11月15日 第293-20907号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート やまぐち、1.2トン 293-41352熊本、個人所有 5.67m（Lr）×2.10m×0.83m、FRP ガソリン機関（船外機）、51.50kW、平成30年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年7月22日 免許証交付日 平成25年12月19日 （平成31年9月21日まで有効） B 船長B 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年6月7日 免許証交付日 平成30年4月9日 （平成35年6月6日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A 左舷船首部アンカーベッドに擦過傷 B 操舵室右舷側に損壊</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m、潮流 弱い南流</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人及び取材記者1人を乗せ、遊漁の目的で、平成30年6月10日05時30分ごろ桑島西方沖3M付近の魚礁がある釣り場に向けて天草市牛深漁港^{うしなみ}を出港した。</p> <p>A船は、06時30分ごろ釣り場に到着して船尾にスパンカーを展開し、主機を中立運転として漂泊した状態で釣り客が釣りの準備を行い、07時00分ごろ遊漁を開始した。</p> <p>A船は、潮に流されて魚礁から離れる度に釣果を期待して魚礁上に戻る潮上りを繰り返しながら遊漁を続け、船長Aが、07時19分ごろ再び魚礁上に戻ることにして主機を前進とし、約5ノットの対地速力で、手動操舵により釣り場付近を北進した。</p> <p>A船は、釣り場付近を北進中、船長Aが、魚礁上から外れないように魚群探知機兼GPSプロッターの画面を集中して見ていたところ、左舷前方至近にB船の操舵室が見え、すぐに右舵を取って主機を後進としたものの、07時20分ごろその左舷船首部アンカーベッドとB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、釣り客及び取材記者の負傷の有無を確認した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、05時25分ごろ桑島西方沖3M付近の釣り場に向けて牛深漁港を出港した。</p> <p>B船は、06時00分ごろ目的の釣り場に到着して船首部からシーアンカーを投入し、船外機を停止して漂泊し、船長Bが、釣りを行ったものの、釣果がなかったので、06時30分ごろシーアンカーを揚げ船外機を始動し、近くにA船がいることを視認した後、釣り場を移動した。</p> <p>B船は、数百m移動して船外機を停止し、再びシーアンカーを投入して引き索を約4.5～5m伸出した状態で漂泊を始め、船長Bが、回転できる操縦席を右舷方に向けて腰を掛けて釣りを再開し、A船を遊漁船と判断した後、2～3分間隔でA船の状況を確認し、A船が釣り場の移動を繰り返して遊漁を行っていることを視認しながら、漂泊したまま釣りを続けた。</p> <p>B船は、船首を北方に向けて漂泊中、船長Bが、船尾方200m付近から動き始めたA船がB船に船首を向けたまま徐々に速力を上げながら接近して来ることを認めたが、A船がB船に気付いて避けてくれると思い、立ち上がって数秒間観察していたものの、A船にB船を避ける様子がなく、衝突を回避する動作を取る余裕はないと考え、何度</p>

	<p>も大声を上げた後、海中に飛び込むと同時に、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、B船まで泳ぎ着き、A船からB船に乗り移った釣り客2人によってB船に引き上げられた。</p> <p>B船は、自力で航行して天草市所在の造船所に上架した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、魚群探知機兼GPSプロッターに記録させた、釣り場として釣果が期待できる魚礁の場所を表示させていた。</p> <p>船長Aは、釣り場に到着した後、衝突の直前にB船を視認するまで、B船の存在に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、手動膨張式救命胴衣を腰に着用していた。</p> <p>B船は笛を備えていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、桑島西方沖において、釣り場を北進中、船長Aが、魚群探知機兼GPSプロッターの画面を見ることに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、桑島西方沖において漂流中、船長Bが、A船がB船に向かって接近していることを認めた際、いずれ航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思ひ、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、桑島西方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが、魚群探知機兼GPSプロッターの画面を見ることに意識を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船がB船に向かって接近していることを認めた際、いずれ航行中のA船が漂流中のB船を避けてくれると思ひ、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、航海計器等のみに意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂流中、他船が自船に向かって接近していることを認めた際は、他船が避けてくれると思ひ込まず、早めに避航を促す音響信号を行い、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図

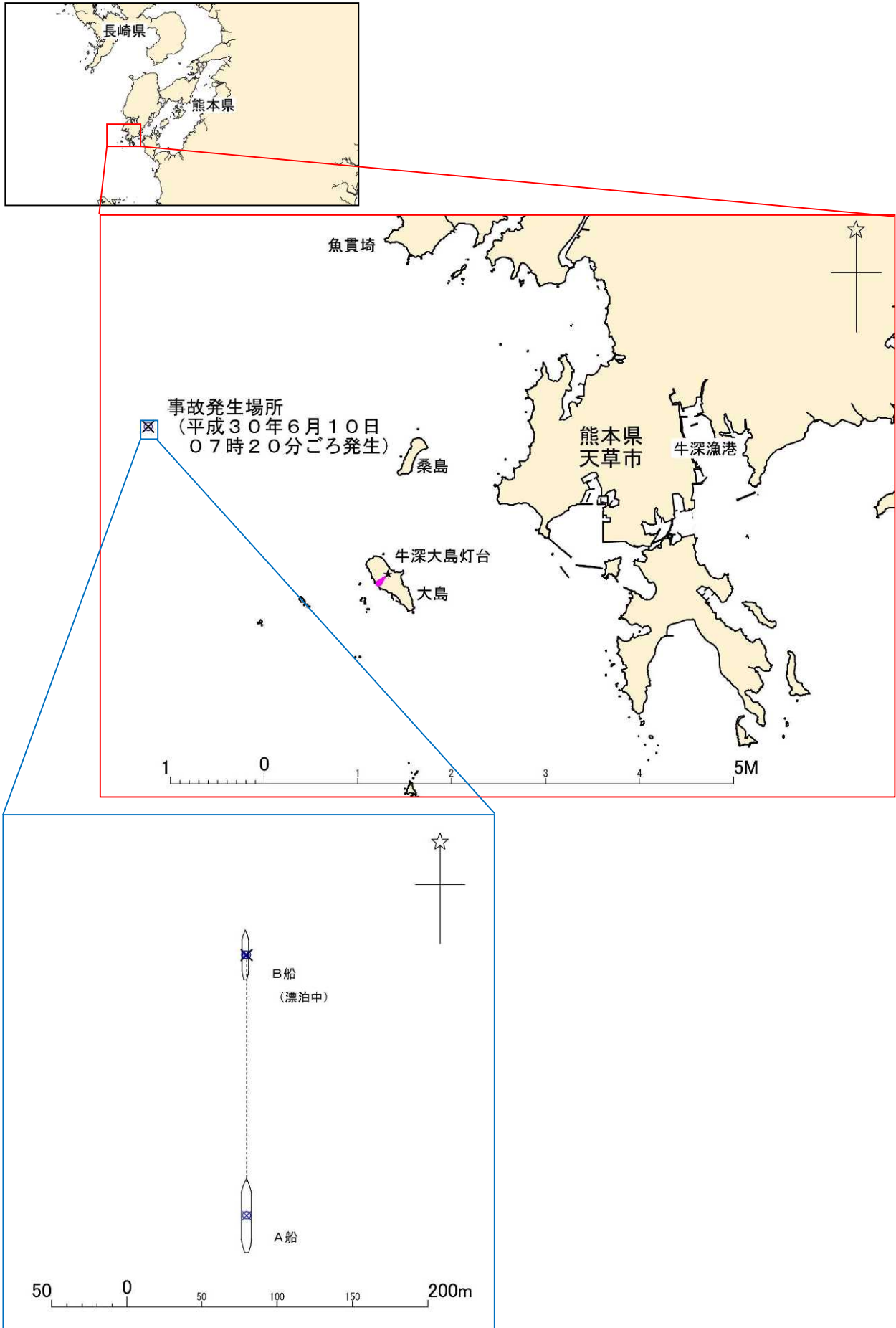


写真1 A船



写真2 B船

